

地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議

第5回 議事概要

日時： 平成 28 年 6 月 14 日（火） 16:00-18:04

場所： 中央合同庁舎 8 号館 8 階特別中会議室

○志知参事官

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第5回「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」を開催いたします。

御多忙の中、御参集いただきまことにありがとうございます。

本日は、牧野委員から御欠席との連絡をいただいております。

なお、本日は、構原町長の矢野委員より意見発表をしていただくほかに、外部ヒアリングといたしまして、高知県の中村産業振興副部長兼中山間地域対策課長から高知県の取り組みを御発表いただきます。

それでは、最初に石破大臣より御挨拶をいただきたいと思います。

○石破国務大臣

先生方、大変御多用のところありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。本当に御無理をお願いして、精力的に会合を開いていただいて、心から厚く御礼を申し上げます。

とにかく、これに一定の結論を出し最終報告、そして、また面倒な手続がありまして、地方制度調査会などいろいろなものがあって、いつになればきちんとした法律に出てくるのかということで、私どもも先生方のいろいろな御尽力に期待をするところであります。立法が必要であれば、きちんとした立法というものに向けて不可逆的な流れをつくっていきたいと思っておるところであります。

きょうは高知から御発表いただくということでありますが、私が最初にこの大臣を拝命した一昨年9月に高知でこういう取り組みがあるのだということを知りまして、そのときからずっと気にかかっておるといえるか、これをどう発展して横展開していこうかと思っておるところであります。これは選挙絡みであります。この間の週末高知へ参りまして、大豊町、大川村、本山町、土佐町、南国市と、やっと名前を覚えたみたいな話ですが、似たような名前なので何が何だかよくわからぬというようなところはあるのですけれども、かなり気合いの入った中山間地であります。でも、そこにおいて尾崎知事が提唱されるいろいろなことが確実に形になりつつあるということは強く実感をしたところでありまして、高知の発表というものをぜひ聞かせていただきたいと思いますと思っておるところであります。

夏の間報告、そして、暮れの取りまとめのところまで大変恐縮でございますが、小さな拠点とあわせて、この組織論というものが相まって地域における新たな活力の創造

というものが初めて可能になると私自身は認識をしておるところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○志知参事官

大臣、ありがとうございました。

それでは、以後の議事運営は小田切座長よりお願い申し上げます。

○小田切座長

それでは、第5回目ということで、今、大臣からもありましたが、地域運営組織と行政との関係ということで高知県及び檮原町からのお話をお聞きいたします。それから、いよいよ中間取りまとめについての論点を今回からご議論いただきたいと思います。

それでは、最初に中村副部長から県の取り組みについて御報告をお願いいたします。

○中村副部長

高知県庁の中村でございます。よろしくお願いいたします。

本日は貴重な機会を本当にありがとうございました。委員の皆様の少しでも御参考になりますように「中山間地域の維持創生に向けた『小さな拠点』の取り組み～集落活動センターの量的拡大と質的向上に向けて～」と題しまして、15分ほどお話をさせていただきます。

（【資料1】高知県提出資料 P2）

1 「三層構造の政策群による活性化」とございます。本県のまち・ひと・しごと総合戦略と産業振興計画の写真を載せておりますが、表題の三層構造の政策群と申しますのは、本県の総合戦略、あるいは平成21年度から続けまして、8年目を迎えました産業振興計画、これに基づく経済活性化のための施策群、2つございます。これと、小さな拠点の推進という中山間地域の対策政策群のこととございまして、この3つの政策群で県土をあまねくカバーし、県土全域、すなわち中山間地域の活性化につなげていこうという本県の戦略の基本的な考えをあらわしております。

（【資料1】高知県提出資料 P3）

次のページでございますが、先ほど申しました三層構造の政策群による活性化、これをイメージ図にしたものでございます。一番下の紫色のところですが、産業振興計画の成長戦略、一次産業中心でございます。加えまして2段目の緑色のところでございますが、中山間地域の地域資源を生かした地域アクションプラン、そして一番上の水色の部分の第三層、高知県版小さな拠点集落活動センターによる集落の維持・再生の仕組みづくり、この三層構造の政策群で県内をあまねくカバーしていくという考え方でございます。

左側に当県知事が「中山間地域を元気にすることが、高知県全体の活性化につながります！」と訴えております。なぜならばということでございますが、国の戦略、東京一極集

中の是正にも通じるのではないかと考えておりますが、中核都市である高知市に施策を集中して人口ダムとする、そういう方策もあり得るのかもしれませんが、なかなかそれでは高知県の場合には継続的な県政浮揚はなし得ないのではないかと考えておるからでございます。高知県の強みであります中山間、そこをあまねく維持・再生していくことが継続的な持続可能性の高い県政浮揚につながるのではないかとという考えでございます。

（【資料1】高知県提出資料 P4）

次のページでございます。この三層構造の政策群による活性化を具体化していくための総合戦略、産業振興計画を貫く考え方でございます。人口減少の負のスパイラルに立ち向かうということでございます。左側にありますように、高知県は人口減少による産業の衰退が仕事を求める若者の県外流出を招きました。親となる若者が減ることで子供さんもいなくなる、さらに人口減少に拍車をかけるといった、人口減少の負のスパイラルに全国で一番早く陥っております。上段のグラフでございますが、棒グラフの赤い線が全国でございます。自然減になりましたのが平成17年、青い棒グラフが高知県でございますが、平成2年からということで、全国に15年先行して自然減が始まり負のスパイラルが始まったということだと思っております。

（【資料1】高知県提出資料 P6）

6ページでございますが、人口減少の負のスパイラルというのは県経済、経済のいろいろな面にダメージを与えます。もともと高知県の1人当たり県民所得、大きな企業もございませんので、全国平均の8割ぐらいでございました。しかしながら、加えて人口が減りますと、例えば物を買ってくれる人の数、ランドセルを必要とする子供さんとか、筆箱とか何でもそうですけれども、そうしたものが減っていきます。こうした小さな積み重ねによりまして県経済がどんどん縮んでいく。平成9年に県内のものが年間2兆円売れておりましたが、これが10年後の平成19年には1兆6,000億円、2割縮んでいるということです。

平成14年から減っているのがおわかりになると思うのですが、高知県の自然減というのは先ほど申しました平成2年でございますので、12年後、当時の赤ちゃんが中学生になりまして、一定の購買力を持つ高齢者の方がお亡くなりになる。それにかわる購買力を持ち始める子供さんの数がこれを埋めるボリュームがなかったということなのだろうと考えております。人口の社会増減ももともと高知県はマイナスでございますので、社会増によってすき間を埋めることもできない状況に陥っているということでございます。

（【資料1】高知県提出資料 P8）

8ページでございますが、この人口減少の負のスパイラルに対抗していくために私どもが何をしているか、左側の箱の上に折れ線グラフがございます。このグレーのラインが、国が推計しておられますこれからの高知県の人口の推移です。このままでいきますと、2060年には高知県の人口は39万人に減ってしまう。今の出生率が続いたら、今のように若者が県外に出ていったらということでございますが、こうなってしまう。このままいけば、人口減少の負のスパイラルというものが今後もずっと続いていってしまうということになり

ます。

これに負けない、打ち勝つために何をすることが上段右側のA、B、C、Dでございますが、例えばA、足元の経済規模は縮小してまいります。そうであれば、地産外商と申しておりますが、足元だけではなく外へ売って行って外貨を稼ぎ、雇用と仕事をつくっていく、そういうことはどうだろうか。これをAとします。同じくB、C、Dという取り組みで好循環を回していく。これによりまして、何とか人口の反転、逆三角形化した人口構成要素の三角形化を進められないか。これが高知県の総合戦略、あるいは産業振興計画の具体的な方向性ということになります。

（【資料1】高知県提出資料 P9）

次のページに、7年間取り組んでまいりました高知県の産業振興計画の成果をお示しさせていただきます。高知県のこうした全体戦略に市町村の皆様もベクトルを合わせていただきました。県の仕組み、私どもはOSという言い方をしているのですけれども、その上に各市町村さんが優良な施策、アプリを展開するという事で、高知県全体としても一定の成果が見え始めたところだと考えておる次第でございます。

（【資料1】高知県提出資料 P11）

11ページの下段でございますが、この産業振興計画の構成はといいますと、先ほど第一層と申しました成長戦略276施策、第二層と申しました地域アクションプラン234事業で構成されております。

1「三層構造の政策群による活性化」を簡単にまとめてみますと、県の総合戦略、産業振興による仕組み、政策群によりまして、市町村や地域住民、民間企業の方々のすぐれた施策・提案の効果をさらに高めていく。それによりまして、地域の雇用と所得を増大させていく。こうした取り組みと中山間対策、小さな拠点・集落活動センターの取り組みを重ねることで、中山間地域全体の持続的な発展を目指していくというものでございます。

（【資料1】高知県提出資料 P13）

13ページ、2「高知県の中山間対策」でございます。

中山間対策は御承知のように、産業、福祉、防災等総合対策でございまして、高知県ならではのものをお示しできるかどうか自信はございませんが、特徴的なところを御説明いたします。

（【資料1】高知県提出資料 P14）

まず、体制でございますが、次のページ、「高知県中山間総合対策本部」とございます。高知県は県土の大部分が中山間地域であるということから、平成7年から本部組織を置いております。この対策を推進する部署として私どもの所管があるわけでございますが、都道府県単位でこうした所管を置いて全庁的にかつ市町村さんと連携するという事は珍しいと聞いたことがございます。私個人は入庁して30年間、市町村さんと一緒にやっていくことが当たり前でございますので、逆に他県さんの状況、例えば中山間対策を所管する課室がないとか、そういうことを聞いて驚いたこともございました。

下のほうに「推進チーム等」、市町村、地域と一体となった取り組みを進める、とございますが、横展開という点でいいますと、市町村さんとの連携・協調が非常に大事だということでございます。

御承知のように、議論好きあるいは自由が好きな県民性でございますので、県と市町村さんと本当に対等に議論をし合います。都道府県単位の広さであれば、日常的に顔を合わせるということも十分可能でございますので、酒食を一緒にということもございますが、その頻度は大変多くなっておりまして、例えば委員の禰原町長さんなどとは、お人柄も当然ありますけれども、私自身も町長さんとは何十回もお会いして、提案して、反論されて、意見をいただいてということが続けております。こうした関係が県内34市町村全てと築けているという下地があつての連携・協調、横展開だと考えております。

（【資料1】高知県提出資料 P15）

次でございますが、地域支援企画員制度でございます。これは本県独自の制度であると思えます。市町村さんとの連携・協調、横展開という上で大きな基盤、土台となっているものではないかと思えます。

（【資料1】高知県提出資料 P16）

16ページ下段でございますが、平成15年度から県職員が市町村役場などに実際に駐在しまして、産業振興計画の地域アクションプランでございましたり、集落活動センターの立ち上げなどに取り組む住民の方を市町村さんと一緒になって支援していく制度でございます。

（【資料1】高知県提出資料 P17）

17ページでございますが、現在、県内7つのブロックに合計64名が駐在しております。この制度はことしで14年目、毎年度人事異動があると考えますと、3分の1新陳代謝があるとしまして、県庁全職員の1割300人ぐらいが地域支援企画員駐在経験者ということになっております。この地域支援企画員の経験者が多いということが地域振興、市町村との連携という点で非常に影響が大きいと考えております。政策立案におきましても、個々の地名であったり、人名を頭に置いて具体的な現場の課題をイメージした実効性の高い施策立案ができる。あるいは、市町村さんや地域の実情を肌感覚でわかるので、机上の想定にとどまらないきめ細かい政策を組み立てることができます。あるいは、経験者の方は概して市町村や地域にシンパシーを持ちますので、先ほど申しました県と市町村の一体感の醸成にも大いに寄与しているというところでございます。

（【資料1】高知県提出資料 P18）

18ページ、（3）集落活動センターの取り組みでございます。高知県の中山間対策の核となる集落活動センターの取り組みの説明でございますが、左側上段「『集落活動センター』とは」とございます。地域住民が主体となって、地域の課題やニーズに応じて地域ぐるみで取り組む仕組みと。仕組みづくりでございまして、拠点づくり、ハード整備ではございません。仕組みができれば箱物がなくても集落活動センターということで活動をして

いただいております。

また、それぞれの活動の内容も生活支援から経済活動まで課題に応じてさまざま、組織形態もさまざま、協議機関はほとんどが不定形の任意組織、実行部隊は株式会社からNPO、任意の部会などこれもさまざま、エリアも住民規模も20名足らずから4,000人弱まで本当にさまざまでございます。

左下、私どもはこうしたいいわゆる地域運営組織は何より自主性や自発性、主体性が大切だと考えておりますので、地域での話し合いを大変重視しております。先ほど申しました地域支援企画員でありましたり、県が委嘱するアドバイザーの皆さんがファシリテーター役となって話し合いを進めていただくということでございます。

右側は、県の主な支援策でございます。こうした県の仕組みを県や市町村の方が活用して、それぞれの市町村さんが工夫を凝らしていただく。例えば禰原町さんはネットワークを進めていくことによりまして、センターのさらなる充実を図るといったすぐれた取り組みを進めているところでございます。産業振興の部分でも申しましたけれども、広域の仕組みをそれぞれの施策、アプリを活用することでさらに効果を上げる。同時に県内全域への横展開も進める。こうした連携が非常に有効だと考えております。

（【資料1】高知県提出資料 P19）

次のページ、こうした取り組みによりまして、県内30カ所、22市町村で集落活動センターの取り組みが進められるようになりました。着実に広がりを見せており、また、非常に個性的かつ優良なセンターの活動事例も含まれておりますので紹介しております。

（【資料1】高知県提出資料 P20）

3「集落活動センターの量的拡大と質的向上に向けて」ということでございますが、繰り返しになりますが、あえて章立てして整理をしております。

（【資料1】高知県提出資料 P21）

次のページでございますが、今までお話しした考え方をイメージ図にしております。左側からキーワードを赤文字にしております。中山間地域の再生が県土全体の持続的な発展につながることで、中核的な都市が栄えればよいという発想でなく、また、幾つかの成功事例が生まれたことをもってよしとするものではないこと、そのためには量的な拡大と質的な向上が重要であること。

右側ですが、広域自治体のサポートや大きな仕組みづくりと市町村施策との連携が相乗効果やスピード感を持った施策推進に有効であること、やや我田引水でございますが、右側に大きく「広域自治体の役割が重要」と書かせていただいております。

（【資料1】高知県提出資料 P22）

次のページでございますが、この集落活動センターの取り組みを推進するに当たりまして、県の施策、サポートの仕組みを市町村さんが活用することで現在ここまで広がってきましたというイメージ図でございます。高知県内の集落数は2,537あり、小学校区あたりの平均集落数等を勘案しますと、将来的には県内で130カ所程度の集落活動センターが必要

になるのではないかと考えております。平成31年度には71カ所、市町村さんに位置づけいただいた総合戦略の中の集落活動センターを合計しますと71でございますので、量的拡大という意味では少しめどがついてきたかなと考えておりますが、ただ、マーケティングの考え方でもあるのですけれども、数目としては、キャズム、溝というところに落ち込む可能性があると言われております。

（【資料1】高知県提出資料 P23）

そのため、次のページになりますが、新たなアプローチも進めているところでございます。集落活動センター連絡協議会ということでございますが、この6月3日に立ち上げました。取り組みをさらに広げていく、それぞれのセンターの取り組みを学び合うことで質の向上にもつなげていこうという取り組みでございます。小田切先生にも記念講演をいただきまして、センターの代表者たちが改めてその志の原点を確認し合いました。おかげさまで大成功ということでございました。

（【資料1】高知県提出資料 P24）

次のページ、その連絡協議会を立ち上げて何をやっていくかのイメージ図をお示ししております。県の仕組みの中でそれぞれが大いに活躍していただくという考えでございます。

（【資料1】高知県提出資料 P25）

最後のページでございます。取り組みに当たってのポイントでございますが、書いてあるとおりでございます。

時間の都合上、説明が薄かった部分、一番下でございますが、集落活動センターの立ち上げから自立までをパッケージで支援というところを補足いたします。繰り返しになりますが、県の役割はアプリを生かす広域での仕組みづくり（OS）でございますので、支援施策も当然入り口から出口までフルセットのパッケージになっております。かつ、アドバイザー派遣や研修開催のように継続的な支援を行う。加えて、地域支援企画員というマンパワーによる人的支援も行うというたてつけにしております。政策群ということでございますので、ここまで充実させていく必要があるのではないかと考えております。

高知県の取り組みの説明は以上でございます。少しでも御参考になればと思います。どうもありがとうございました。

○小田切座長

中村部長、どうもありがとうございました。

ただいまのように、OSとアプリという話がありました。それでは、アプリの側から構原町の矢野町長、本会議のメンバーであります矢野委員からお話をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○矢野委員

ただいま御紹介をいただきました矢野でございます。日ごろ皆様方に本当にお世話にな

っております。厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、こういう私どもの取り組みを発表させていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

早口になりますと土佐弁で話をすると思ひますので、聞き取りにくいところはこのパワーポイントのとおりでありますのでお許しをいただきたく思ひます。

その前に、石破大臣には先日お越しいただきましてありがとうございます。いろいろな地域を見ていただきまして、御指導いただきましたことを御礼申し上げたいと思ひます。

それでは、始めさせていただきます。

(【資料2】矢野委員提出資料 P1)

まず、私ども構原町の中心地でありますけれども、右手に清流四万十川が通っております、橋は全て木橋です。真ん中の道路は国道です。電線は地中化しています。住宅の高さも2階までにいたしまして、景観条例をつくり、看板等のきんきらきを排除して、今、住民とともに取り組んでいるところです。

(【資料2】矢野委員提出資料 P2)

私ども構原町は、高知市と松山市から車で90分、ちょうど高知県と愛媛県との県境に位置する中で、人口は約3,700人、高齢化率は42.4%、町の総面積の91%が森に包まれている町であります。

(【資料2】矢野委員提出資料 P3)

この構原町は明治に6つの村が合併した町でありまして、6つの区が残っておりますし、その下に56の集落が支え合って生きている町でありまして、面積は縦に直線20キロ、横に12キロと申していただければと思ひます。

(【資料2】矢野委員提出資料 P4)

私は、その中でこれからの2020年に向かって課題解決をするためには何をどうするべきかということで、健康・環境・教育・産業・文化・暮らしという6つの言葉をキーワードに、これからあれこれをやるのだではなしに、6つに考え方を目指す社会を整理して、それを住民に伝えて今、取り組んでおります。

(【資料2】矢野委員提出資料 P5)

私の基本は、自治の基本は「自立」であります。しかし、自立とは自分で完結することではなく、周囲とさまざまな関係を築き、資金の提供を受け、それに見合う価値を生み出している状態のことであり、その価値とは何ぞやといいますと、財貨のみのことではなく、お金だけではなくて、人が役に立っていると思う物やサービスのことであるということをお金に伝えながら、そして、自分でできることは自分でやろうと。できないことをまたお願ひしていこうという考え方に立っています。

そして、全ての考え方を、地域資源を生かす。人も物も自然もです。そして、自然と共生と循環を考えていこう。

さらには、きっちり成果をおさめる仕組みをつくって歩もうとしておりまして、その手

段として目的を共有する。目的というのは、テレビの画像のようにわかりやすいことで伝えていなくては伝わらないと私は思っておりますので、そういう伝え方をし、そして、しっかり共有したら住民とコミュニケーションを図り、納得したら協働作業をしようという仕組みで取り組みを進めております。

（【資料2】矢野委員提出資料 P6）

私は平成22年度に全職員に、全世帯一人以上の皆さん方に聞き取り調査をさせまして、その中で一人一人の考え方を整理したら、6つの項目になりました。交通手段が不十分、飲み水や生活水の質や量の不十分さという6項目でありまして、上の2つの項目の不安の解消を図れたら97%の住民が橿原で一生を過ごすのだというお答えも得たし、ともに考え方を整理し、自立と6つの社会に向かって取り組もうという意思を図ったところであります。

（【資料2】矢野委員提出資料 P7）

そして、その図り方というのは、先ほど言いましたこの不安の解消を図るために伝え合う、支え合う、語り合うという言葉を通じた言葉として、役場から個人、企業まで、全員が物事を考える、そして、足りないことは外の国や県や企業の皆さん方からお知恵をいただこうという考え方に立って物事を進めております。

（【資料2】矢野委員提出資料 P8）

私は、そのためには橿原町に現在住んでいる皆さん方が地域を好きになることでないといけない、橿原で一生を過ごしたいと思う気持ちになることであると。今、住んでいる方々が地域を好きでなかったら、町外の方々が好きにならざるはずがありません。

そういう考え方をもとに、そのためには生活をするための不安の解消を図ること。そして、そのためには町の将来のビジョンを、住民と一緒に描く。今までもコンサルを一つも入れてはいないです。そして、目的を共有しよう。理解、納得、共感、共感までいけば、黙っていても人は動きます。ですから、そのことを伝えていこう。そして、そうした中で新たにこのままでは人口が減少し、区、集落が消滅する。ガソリンスタンドもなくなる。若者もいなくなる。そういう危機感が生まれてまいりました。そして、私はそこで、今、行動しなければ時間も何も無いのだと。人も投入し、お金も確保し投資し、そして、町が、住民が、心を一つに行動をしようという方向に走っています。

（【資料2】矢野委員提出資料 P9）

そこで、もう一度私たちは、市町村とは、地方自治とは何なのだとすることを議論いたしました。そして、合併までいっていますが、行政とは何なのだと。

（【資料2】矢野委員提出資料 P10）

そして、地方自治とは何なのだと。そして、そのことを踏まえて小さな拠点、地域運営組織はどのような範囲や考え方が望ましいのかという中で、ここに書いておりますように、ゲマインシャフトの領域からゲゼルシャフトへ今、移っているのだと。

（【資料2】矢野委員提出資料 P11）

人間関係が疎遠になっているのではないかということを含めて、組織運営には私は合理性と人間性のバランスが必要であると考えました。そして、目的は、この構原で一生を過ごすのだと。その中で、構原町では区を基本にして住民組織をつくろうよ。行政もともに考え、人もお金も5年間はしっかり支援をするのだと。しかし、財政が脆弱であり、足りないところは国、県に支援をお願いしようよと。そして、大学や企業や、いろいろなことに順次皆さん方を巻き込んでいこうよと行動を始めています。

(【資料2】矢野委員提出資料 P12)

そして、その区というものを含めて、家庭から区の地域までまだまだ地方は絆が残っています。特に構原はそうであります。そして、大きいものは壊れやすい、急に拡大したものは壊れやすいのだという考え方を私は持っています。例えば東日本大震災で見たコンクリートや鉄を使った強く合理的で大きな建築物の一瞬の崩壊、皆様方も目の当たりにしたと思うのですけれども、しかし、小さいものは強いのだ、その小さいものを積み上げていこうよという考え方に私は立ちました。それは社会システムやコミュニティーも同じではないかと考えて、今、取り組んでおるところでございます。

(【資料2】矢野委員提出資料 P13)

そして、先ほども県の副部長がお話をしましたけれども、高知県と私ども構原町はしっかり連携をして、先ほど言いました6つの区は、今でも住民自治組織として残っております。そこが連携を図っております。この上の部分です。そして、この下の部分が集落活動センターとして活動を始めておまして、皆さん方のいろいろな考え方を協議する場を上の集落活動センターの推進委員会という組織でしております。そして、今、話をしている住民組織というものはNPO法人であったり、株式会社であったり、そして、認可の地縁団体であったり、それぞれ考え方が地域地域にあります。ですから、そこではガソリンスタンドを経営するのか、または生活支援のサポートをするのか、観光をやるのか、特産品をやるのか、それによってさまざま変わってきますが、住民はできることからこういうように考えて始めております。つまり、協議の場、活動の場と分けて、しっかりその辺が連携を図って動いているということでもあります。

(【資料2】矢野委員提出資料 P14)

そして、さらに私は最初の4月に上の行政から地域住民まで一連の全員を集めて、ことしの方向性や考え方を聞きます。また、さらには地域住民からの要請がかかってくるので、そのときには地域地域に入っていきます。最後はお酒でしっかり何やらわからぬような議論もしながら、最終的にはしゃんしゃんという形になっていくのが高知独特のやり方でもあります。本当に私はいつも住民の皆さん方とこういうように意見交換をしながら歩んでいます。

(【資料2】矢野委員提出資料 P15)

そして、その中でこれからの方向性が出てきたのは、この構原町まち・ひと・しごと創生総合戦略「小さな拠点ゆすはらづくり」であります。6項目の中で、今、最初に助け合

い、支え合うまちの集落活動センター、地域運営組織が大きく動き始めているというところでもあります。

（【資料2】矢野委員提出資料 P16）

そして、人を動かすには、私はみずから動きたくなる気持ちを起こさせることが大切である。そのためにはどうするのかといいますと、自分たちでできない、相手が欲しがっているものを与えることが一番であろうと思っております。そして、危機感を持つことが大事だ、考え方をしっかり持てよということで、左の2番目にどうせ何をやっても同じだ、よい結果が出ないのは状況が悪いからだ、自分のせいではないという、他人のせいにする考え方はやめようと。そして、その下のそこそこ頑張ればよい、あそこよりはましだ、つまり、私の町であったらその隣の市町村よりはましであると、その考え方もやめると。

右手に入ります。では、状況が悪いのはみんな同じだ、そうであったら自分たちは工夫、努力をしようよという考え方に立ちました。

そして、下の3番目、変わるためにはどうすることがよいのか。学習すれば考え方が変わるのだろう、考え方が変われば対話が変わるだろう、対話が変われば行動が変わるだろう、行動が変わったら、確実に私は成果が変わると思っております。

そして、先ほども言いましたが、自分たちでできることは自分たちですのだと。これが禰原人であります。

そして、その先進地で学ぼうよ、地域資源を生かそうよ、そして、講師を招いて学ぼうよ。ナンバーワンでなくていい、オンリーワンになろうよという考え方で全部動いているところです。

そして、その下で住民にはこう言いました。「できることから進める」を合い言葉にしようよ。

そして、思いを伝える、組織を広めるために、私は思いを「見える化」すること、モデルをつくり「見える化」することが大切だということを確認しました。

（【資料2】矢野委員提出資料 P17）

その一つに、松原が動き出しました。地域からガソリンスタンドが消えるという危機感があります。6集落の約300人です。その皆さん方が株式会社「まつばら」を1口1万円の出資で立ち上げました。

（【資料2】矢野委員提出資料 P18）

そして、その「まつばら」は、ガソリンスタンドも始めて、どぶろく特区の認定や酒造、食品の「あいの里まつばら」というレストラン、またはホームセンターとの契約と、さまざまな事業でできることから動き始めております。

（【資料2】矢野委員提出資料 P19）

そして、将来はこういうことも一緒にやろうということで、この絵を自分たちで描いて、今、一つ一つの活動を始めているところでもあります。

（【資料2】矢野委員提出資料 P20）

次は2つ目に初瀬という地区が動きました。7集落の150人余りですが、町内で一番人口が少なく、消滅の危機がある。その皆さん方が立ち上がって、この皆さん方は20年前に韓国と交流を始めておりました。その交流を生かして、韓国の鷹取キムチをつくりました。そして、さらには今、韓国のブームを生かしてレストランを経営しております。または、サウナというものも経営しています。特定非営利法人のNPO法人でここは動き始めました。

(【資料2】矢野委員提出資料 P21)

その後でありますけれども、書いてありますように、環境整備も含めて、韓国式サウナ、レストランの経営を始めて、多くの皆さん方に利用をいただいているところであります。

(【資料2】矢野委員提出資料 P22)

「まつばら」も「はつせ」も、地域の資源を生かして地域で楽しくお金を稼ぐ仕組み、皆さんが助け合うことができる仕組み、そして、活動を皆さん方で支援し発展しようということで、将来像を描いています。

(【資料2】矢野委員提出資料 P23)

さらにはこの「はつせ」「まつばら」の2つが協働作業として、NPO法人を立ち上げました。過疎地有償運送です。タクシーで40分8,000円かかるところが、今、片道1,500円で登録運転者16人、月当たり100人が利用しています。また、弁当も配達を始めました。

(【資料2】矢野委員提出資料 P24)

さらには四万川が、ガソリンスタンドが消えたという危機感で、ここも株式会社を立ち上げて1口1万円の出資で始めました。

(【資料2】矢野委員提出資料 P25)

ここもできることから進めようということで、ここは食肉販売業、菓子類から観光案内、たばこの販売まで始めています。

(【資料2】矢野委員提出資料 P26)

さらに、将来像を描いています。

(【資料2】矢野委員提出資料 P27)

そして「おちめん」が最近できたところですが、7集落の約600人が地域から若者が減少、伝統文化を引き継げないということで、ここは住民組織で立ち上げをしました。

(【資料2】矢野委員提出資料 P28)

その組織は簡易宿泊所とか女性グループの加工所とか、今、立ち上げの部分でさまざまな取り組みをして、できることから進めていこう、法人格も順次取得していこうとしています。

(【資料2】矢野委員提出資料 P29)

また、ここもこういうように将来像をしっかりと描いて、それぞれの地域で皆さん方が描いているところであります。

(【資料2】矢野委員提出資料 P30)

そして、さらには人を入れていくということで「ゆすはら応援隊」という独特の応援隊

を友好都市である50万人人口の兵庫県の西宮市で選んで、それぞれの活動センターに1人ずつ配置をしています。

（【資料2】矢野委員提出資料 P31）

そして、その6つの配置とあわせて、さらには「ゆすはら丸ごとクリニック構想」もありますけれども「道の駅ゆすはら」が国土交通省大臣から重点道の駅の認定をいただいておりますので、そこと連携してきっちり外貨にかえる地産外商に持っていこうというしくみづくりで活動をしております。

（【資料2】矢野委員提出資料 P32）

そして、さらには先ほど中村副部長も言いましたが、この4つの集落活動センターの協議会をつくって、その協議会はもともとは森は海の恋人と言われるように海との連携、そして、災害の避難所としても受け入れろということで、さらには物々交換もしようということでこういう活動を次に始めようといたしております。

（【資料2】矢野委員提出資料 P33）

そして、住民の皆さん方は不安の解消につながった。16人の雇用にもつながった。そして、気軽に立ち寄ることができた。集落が明るくなった。また、野菜が価値ある野菜に変わってきたと。それぞれ反省も言っております。

（【資料2】矢野委員提出資料 P34）

しかし、立ち上がったばかりで経営に参加する若い人材の育成、または加入者をふやすといういろいろなことがありますし、特に行政の役割も担っており法人税の免除を要望することもあります。集落活動センターはその内容が株式会社であれ、NPO法人であれ、一自治体と同じ公共的役割も果たしており、まさに私はまちづくりそのものであろうと思っておりますし、そのためにも人生は七転び八起き、つまり、できることから進めていこう、何もしないよりははまだ、うまくいかなかったら変えたらいいのだという住民の考え方で動き始めております。

（【資料2】矢野委員提出資料 P35）

そして、空き家改修、包括ケア、教育も6:3制から4:3:2制度の小中一貫教育に変えて、脳の発達度合いに合わせて進めています。そして、高校生も野球部をつくって、ここで魅力ある高校づくりをしようということで始めて、いろいろなことを踏まえてこれまで毎年70名が減少しておりますが、一昨年たった1名になりまして、今、人口に歯どめがかかり始めている町でもあります。

（【資料2】矢野委員提出資料 P36）

この活動センターを広めていくに、これまで空き家改修をお願いしたのですが、そこで一つも進まなかった。そこで町はどう動いたかといいますと、10年間貸してください、固定資産税は免除します、町が600万円まで出して改修して10年後そっくりお返ししますとしましたけれども、それでも貸してくれませんでした。

では、町はどう動いたのかといいますと、よい物件の3戸を少しおしゃれに古民家風に

「見える化」しました。そうすると2年間で30戸貸していただくことになりまして、今、そういう動きをしております、自分はこの地域で一生過ごす決めること、そして、メリットがあること、そして、言葉では伝わらないことを「見える化」すると、人は確実に動いてくれるということがわかってまいりました。

（【資料2】矢野委員提出資料 P37）

そして、何はともあれ情報・人材・お金の支援と首長の決断が大事であろうということでありまして、私は年間200万円を5年間きちんと皆さん方に支援する。そして、農林水産省の中山間直接支払等交付金の20%、つまり、100万円あったら20%の半分の10万、そういったものを財源として当てることにいたしました。これも25万から90万であろうと思います。

そして、人は「ゆすはら応援隊」を配置し、これから役場の職員もしっかり配置して取り組もうと思っております。

（【資料2】矢野委員提出資料 P38）

地域運営組織はどのような範囲がよいのかといいますと、組織の範囲は伝統、誇り、結、制度が残っている旧町村・旧学区・住民自治区・集落単位などの地域の実情に応じた形がよい。また、地域の現状と課題を整理することから始めると危機意識が高まると思っております。やる気があり危機意識のある地域に「事業推進型」の地域運営組織を設立する。

構原町は、施設整備等は効率的で豊かになる中で、江戸時代の支え合う長屋暮らしを基本に考えました。そのことによって、和やかな信頼関係の中で決断と実行が早くなったということでありまして、どのような内容がよいのかといいますと「事業推進型」には短期ビジョンと長期ビジョンとありますが、構原町は5年を基本とした「事業推進型」で、資源をお金に変える仕組みづくりをしております。

（【資料2】矢野委員提出資料 P39）

そして、さらにはどのような法人がよいのか、それはさまざまあると思いますが、全国それぞれ生き方、考え方も違っており、金太郎あめのように一律ではなく、個性豊かな地域で生きる仕組みを壊さないで、よき風土を守るような取り組みをしていかななくてはならない。

構原町では、4法人がNPO、地縁団体、株式会社、多彩であります。しかし、地域が主体となった地域づくりが目的でありますので、そういったことが必要であろう。

そして、さらには首長の決断と行動が求められている。自然発生を待っていたら立ち上がらないということでもあります。国、県の連携はもとより、国の本気度の「見える化」も必要であろうと思っておりますし、各県に2名ずつ地域支援員を5年間配置していただき、国と県と市町村と地域を結ぶ役割を果たしていただく。そのことによって、国から地域の状況の整理をする中で、危機感を地域に持たせるということも必要であろうし、そして、やる気をそがない簡単な事務手続とする。高知県や構原町では、ともにそういった住民の意見を聞いて動いて、こういう組織が動き始めているというところでもあります。

(【資料2】矢野委員提出資料 P40)

最終的に、総合的に私は石破大臣の名前で、将来にわたり課題解決する組織として、地域運営組織を設立するときに「認定書」を交付していただきたい。本気で地方に支援する約束を「見える化」することが、最も地方がやる気を持つものと私は思っております。

そして、認定する自治体とそうでない自治体とに差をつけてほしい。その差は「地域運営組織推進交付金」といったような創設もしてやるべきであろうと。認定組織は5年から10年のそういう仕組みをしていただきたい。

組織運営のあり方は「協働の心・姿勢」「目的の共有」「コミュニケーション」組織運営には合理性と人間性のバランスが欠かせない。そのことを基本にさせていただいて、ここに「認定書」と石破茂大臣の名前を入れておりますが、私はこれをやるのが本当に地域のやる気につながっていくと思っております。

(【資料2】矢野委員提出資料 P41)

先ほどもありましたけれども、そのためには情報・人材・財政支援という3本の矢、これは国も言っていますが、これを確実に網羅したのがこの「認定書」だと私は思っております。そして、ともに頑張る仲間づくりを広めていこうと。そのためには8つの地方、北海道から九州まで、そこで大臣も出席し「認定書」を交付する。そのことによって情報発信をする。活動をつなげる。意欲向上・意識改革をする。そういう国民に伝えていく仕組みにして、最終的に小さな拠点全国大会としてのものを積み上げていくという仕組みは大切であろうと思っております。

いろいろ申し上げましたけれども、私はいずれも考えるときに、これまでの生き方は何でもかんでも詰め込んできた、豊かさを求め過ぎたものがありはしないかと思っております。もう一度、幸せとは何、豊かさとは何、何が大切なものかということを経験しながら、原点に戻る。シンプルに考えて物事を進めて生きていこうということにいたしております。

私は、例えば緑も、東京で見る緑と構原で見る緑は美しさも違うと思います。人によっても違いますけれども、環境によって、条件によって違ってきます。そういうことを含めたら、私はナンバーワンでなくてもいい、オンリーワンの緑を、シンプルに考えたまちづくりをしていこうと皆さん方と話し合っています。

(【資料2】矢野委員提出資料 P42)

龍馬が私どもの構原で1泊しました。それから150年がたちました。また新たに構原町民が心をつなげて、このまち・ひと・しごと創生事業の達成に向けて取り組みを進めようとしておりますので、どうぞ今後とも御支援、御指導をお願い申し上げます。私の発表とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○小田切座長

どうもありがとうございました。

大変印象的なお話をお二人から受けることができました。それでは、今から5時ちょっと過ぎまで、お二人のプレゼンテーションに基づきながら質疑を進めていきたいと思えます。単純な質問というよりも、むしろ政策課題を掘り起こすような御質問や御意見をいただければ大変ありがたいと思えます。

名和田先生からお願いいたします。

○名和田委員

すばらしい御発表ありがとうございました。非常に感銘を受けました。

私も総務省の地域運営組織の研究会で、小田切先生が座長でしたけれども、高知県に視察に行かせていただいて、3つほど集落を見て集落活動センターを見学させていただきまして、そこは任意組織でやっておられるところと合同会社でやっておられるところとNPO法人でやっておられるところ、3つたまたま類型があったのです。今回のお話でもさまざまな組織形態でやっておられるということが、それぞれ高知県のお話からも禰原町のお話からもわかりました。もしわかればということなのですが、この法人の類型を選ぶときにどういうことがきっかけとなって株式会社にしたのか、NPOにしたのか、認可地縁団体にしたのか、もしそういうことがある程度類型化されておわかりになるようでしたら教えていただきたいと思えます。

○小田切座長

これは中村副部長、高知県内では合同会社もありましたね。それも含めてお願いいたします。

○中村副部長

高知県でございます。

現在30ございまして、いわゆる協議機関として法人格を持っているのは1カ所だけ一般社団法人がございまして、それ以外は全て任意組織で、実行部隊といたしまして株式会社であったり、合同会社であったり、NPOであったり、あるいはやはり実行部隊も任意組織という類型になっております。株式会社、合同会社等を選ぶところは、ガソリンスタンドの廃止後の経営でございまして、日用品の販売、どちらかというビジネスを行う必要のあるところが通常の株式会社、商法法人の形をとっております。

○小田切座長

認可地縁団体の位置づけはいかがでしょうか。

○中村副部長

構原町さんのほうで、明治の合併前の旧村6村がそのまま区になり認可地縁団体になっているという形式がございますが、地域運営組織を運営するに当たって、認可地縁団体の認定を受けるという事例はございません。

○小田切座長

ありがとうございます。

名和田先生、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問はいかがでしょうか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員

ありがとうございました。

構原町のスライドで、34ページと39ページで法人税の減免について書いてありましたけれども、こちらはみなし寄附のことでしょうか。それとも、何かまた別の仕組みでしょうか。法人税の減免をどうしておられるのか伺えればと思います。

○矢野委員

税条例のものを含めて、そこでは公的機能と同じような行動をしているということを含めて税金を免除しています。

○池本委員

国税も地方税も全て。

○矢野委員

町税の分だけ免除しています。

○池本委員

町税ですね。法人税は国税ですね。

○矢野委員

それは今はとっていますけれども、それもお願いをして、減免をしていただきたいという話を先ほど少し話をさせてもらいました。

○池本委員

それはみなし寄附という形ではなくて、別の形で減免。

○矢野委員

そうです。

○池本委員

わかりました。ありがとうございます。

○小田切座長

ほかにいかがでしょうか。

藤山先生、いかがでしょうか。

○藤山委員

それぞれ1つずつあるのですけれども、1つ目は高知県のほうで、私もアドバイザーとしてかかわっているのですが、今、集落活動センターが30ほど立ち上がっています。設立時期を見ると非常におもしろくて、最初の10が1年と3カ月、次の10が結構3年近くかかって、最近の10はわずか最近の1カ月で堰を切ったように立ち上がっています。多分胸突き八丁を3年かけてじっくりやられたのが今、一斉に花開くような成果になっていると思うのですが、そのあたりをどう分析されているのか。特に、ことしに入って非常にスピードアップされている背景として、高知県庁としてはどの辺を分析されているのだというのをお聞きできればと思います。

○中村副部長

仮説でございますが、マーケティングの考え方、先ほどちらっと申しましたイノベーターという方がどのようなよい施策であってもよい商品であっても、まず買いに来ると。県内で言うと樺原町さんみたいなところ、先駆者ですね。そして、アーリーアダプターという考えがあるようですけれども、16%まではさらにその先駆者に続く方たちがよい施策を勇気を出してばんとやってみる。そこから先、アーリーマジョリティーさんに向けてはその前例がよきお手本といいますか、あそこがこういうことをやっているのであれば、こういうすばらしい取り組みをやっているのだ、と認知され出すと、一定のところまでは一気に広がるという考え方がございます。まずそれが一つあるのかなと。そもそもは、先駆者のところがよい取り組みを進めていただいた、それを県内に広めていただいたというところがあるのであらうと思っております。

○藤山委員

これからこの地域運営組織を全国展開するに当たって、これは非常に参考になると。特に、最初は数多く設立される時期がまずあるのですが、その後そういう胸突き八丁がある時期をいかに地道に頑張っていく体制や手法が重要です。そういう意味で、高知県の集落

活動センターの普及の歩みは、非常に大きなこれからの参考になるのではないかと思います。

次に、構原町さんのほうで、非常にしっかりとした自治組織から立ち上げて、しかも、単に個々の小さな拠点だけではなくて、道の駅も含めた複層的なネットワークを設計されているのが非常に先駆的だと思っています。一方、構原町さんは再生エネルギーも先駆的にやられているのですが、こういった小さな拠点というか、地区ごとのバイオマスなどを含むエネルギーステーションとしての取り組みで考えていらっしゃる、あるいは既に取り組んでいらっしゃるものがあつたら、ぜひこの小さな拠点ではそういったエネルギー循環も非常に重要だと思っているので、紹介していただいたらありがたいと思っております。

○矢野委員

ありがとうございます。

今、私の町では再生可能エネルギーの自給率が全体で30%です。私はこれを2050年に100%にするように仕組みづくりを行っています。風、光、森、水、土、全てやっています。風、太陽光、2基600キロの小さな風車ですけれども、年間5,000万の売電収入を生んでいます。その地域の風からいただいたものを全て住民に還元して、例えば太陽光発電であれば、1キロ20万円の支援をして80万まで支援をしております。4キロが大体太陽光の住宅の熱の大きさらしいですので、80万ということは、今35万円で大体設置ができるとなると140万ですか。80万ですから、あと60万残ります。今、月に1万ずつお金が残っている家庭がたくさんありますので、そうしますと12カ月で12万残るということは、5年でペイする。そこからどんどんもうけるという話をしながら進めているところであります。今、大体10戸に1戸くらいは太陽光発電をつけています。これも全国でトップクラスだと思っています。

そして、小水力発電として、四万十川の水を循環させるようなことをして、53キロの小水力発電をつくっていますが、学校の電気代は全て賄っています。そして、町の真ん中の街路灯、全て賄っています。なおかつ150万までお金が余ります。そういうものの循環もしている。

そして、地中熱は地熱を打ち込んで、そこで温水プールを25メートルの5コースを行っていますけれども、その7割が地熱の財源となっていますので、あと3割お金を出したらいいのだというような循環もしています。

一方で、山の木を切って、森の木を切って、その端材が出ますね。それから、木材を使って端材が出ますね。それをもったいないということで、木質ペレットにして冷暖房機器は矢崎総業という会社と提携して作って頂き販売もして頂いています。各公共施設はほとんど木質ペレットを使っています。学校の寄宿舎も使っていますし、民間の福祉施設も木質バイオマスでやっておりますので、そういうものを含めてぜひ100%にしたいというこ

とで、集落活動センターの施設の設置には太陽光発電をつけています。さらには、住民の皆さん方も木がもったいないということで、木を切って家で燃やしますよね。そして、灰が残りますね。その灰は今度土づくりに返して野菜を作ります。先ほど言いましたけれども、全てを循環という考え方で今、経営をしているところでありまして、ぜひまた皆さん方の御指導をいただければということをお願いしています。

○藤山委員

今後の循環型社会の未来像をやっているような注目すべき、エネルギーも含めて本当にすばらしいのではないかと感じています。

○小田切座長

それでは、辻先生、お願いいたします。

○辻委員

今後、こういうまちづくりを、人口減少や高齢化が進んでもどうやったら持続していけるのかというのが、日本にとって最大の課題であると思います。それを前提に3つお伺いします。これだけの高齢化率なので、頑張っても人口は減っていくと思うのですが、厳しめに見積もってこの町で、50年後、人口がどのぐらいまで減少していくのか、お聞きしたいというのが1点目です。

2点目です。それを前提にした場合に、町として最低限支出していかなければならないものがあります。大きく言うと3つで、1番目は、差し迫った問題で上下水道と消防。人口減少の中で今、どう維持をしているのか。そして、どうやったら、将来とも確保できるメドがつくのか。2番目は道路、トンネル等の土木関係です。どのぐらいの延長を町として維持していきたいのか。3番目は、医療と福祉です。広域で確保していくということも含めて、人口減少の予測の中で、どう工夫していったら、この町の体制でやっていけるのか。以上の三点についてお聞きしたいというのが、大きな2点目です。

3点目です。今日、お話しておられた中で、Iターンなど新しく町に加わってもらった人は、どのような仕事をされている方が多いのでしょうか。また、町としてどこに力点をおいて進めておられるのでしょうか。逆に、本日、具体的に資料もいただきました活動センターを通して見た場合に、あえて挙げるとすると、どこに一番のボトルネックがあるとお考えなのか。そこをお聞かせいただけたらと思います。

○小田切座長

質問が広範にわたっておりますので、大変申しわけございませんが、一つ一つ簡潔にお話をいただければと思います。

○矢野委員

まず、人口ですけれども、私はそれほど悲観的に減るということは考えていません。皆さん方はずっと下がっていますが、私は一度上げています。人口を4,000人に上げて、そして、それからこれまでの実績を踏まえて下って行って、50年後には3,100人に恐らく数字的にはなろうと思っています。これまで社会基盤の整備をやってきて、構原町の場合は人口がふえてきているのです。さらに道路整備が進んだものですから、そのことを当てはめたらということです。

先ほども言いましたけれども、毎年70人減っているのが一昨年は1人です。ことしは25人ぐらいにはなっていますけれども、これにまち・ひと・しごと創生総合戦略に入れているハードの部分、ことしは福祉の中間的施設と、わくわくするような図書館といいますか、人と人をつなぐ場を投資することによって35人の雇用が生まれると思っていますので、そういったことと、先ほどの重点道の駅を、住民の皆さん方はもとより企業の皆さんの健康の再生を図る場としての部分とお金を稼ぐ地産外商に向けての市場とすることによって雇用を生んでいくということですから、そのことを踏まえたら、私は確実に人口をふやしていける、または、減りも少なくなっているという思いで取り組んでいます。よろしいですか。

2点目になります。インフラの上下水道及び消防ですけれども、消防は、市町村が団員数を減らしているのに、うちは250人をずっと維持しております。やはり命を守るということで皆さん方は意思疎通を図りますし、若い人たちも帰ってきておりますからふえて、Uターンも結構ふえておりますので、そういうものは維持しています。

私どもの町は全国で23しかない町では一番小さな町の環境モデル都市としての認定をいただいております。そのことを含めて、下水道というのは、3カ所ぐらいの大きな町のいわば集団的なところしかないものですから、あとは点在していますから、そこには合併処理浄化槽を10万円の負担を出してくれたらあとは町が出しますということで普及をして、耐震対策と合わせて120万までは90%の支援をするということで、だんだん今、そういうものの改修をする人がふえてきているところでございます。

道路関係ですけれども、大きな国道は、構原町内も20分圏域の部分まで大体進んできましたので、あとは山の崩壊とか、そういうものの安全施策がまだまだあります。未改良の地域もありますけれども、町中心地を拠点にして、救急車が命を守る20分圏域にはあと5年したら確実になるという方向性も見えましたので、そのことを含めて、これからは医療、福祉に力を入れていく。そのことを含めたら、私は住民の不安の解消を大きく図っていけるのだらうという思いを持っていまして、医療も構原病院の30床という小さな拠点があります。そこから診療所が2つあります。そこにつながるのも20分圏内になってきておりますし、また、一方ではヘリコプターの基地を3カ所つくっておりますので、15分で高知市の医療センターまで運んでいけますので、そういうものでは不安の解消につながっているということでもあります。

そして、Iターン、Uターンの部門でありますけれども、今、Uターンの方もIターンの方もふえているところでありまして、一昨年はこの空き家改修で、人数的には小さな町ですから少ないのですけれども、43人が移住しました。その平均年齢が37.3歳です。子供がふえていますので、保育士が足りなくなっている現実もあります。

先ほど先生も言いましたけれども、東日本大震災から私どもの町に、環境のエネルギー関係と、国立競技場の隈研吾さん、うちには4つ隈研吾さんの設計した施設がありまして、新たに今度2つつくろうとしているのですけれども、そういったものを含めて、大きく毎日バス2台ぐらいが視察にどんどん入ってきます。職員は仕事ができなくなったものから、今、火曜日と木曜日にして、しっかり泊まってくれる人には懇切丁寧に説明しますが、そうでない方はとっとと帰っていただくような仕組みをつくっているところでありまして、そういうことも含めて視察に来る。

東日本大震災以降、子供を持っているお母さんがこういう考え方に変わりました。これからは発展的よりも子供の安全・安心なところを求めて生活をしたいのだ、働くところは何でもいいのだということで、本人たちが好きなものは都会しかないのです。しかし、田舎には限られた働き場所ですが、雇用はたくさんあります。ですから、そこを求めてきています。皆さん方が言うのは住宅です。住宅がよかったら、それも団地ではなくて一戸建て、そこに畑、農地が少しでもあればもっとオーケーだねということです。

私どもの町は保育園、幼稚園、給食費を無料化しています。そういうことも含めて、また、先ほど言いました6:3制の教育を4:3:2制度に切りかえてやっていますから、循環機能が働いていますので、そこを選んできております。

役場、森林組合、農協、それから、ミロク製作所というライフル銃の会社、ホテル、レストランといった、そういういろいろなところで皆さん方に働いていただいておりますので、そういう面では満足して、ことしも全部で40名ぐらい移住がありますが、平均年齢は37歳ぐらいであったと思います。そのように、だんだん人の流れが変わろうとしています。

以上です。

○小田切座長

よろしいでしょうか。

私のほうからもお尋ねいたします。県レベルでも町レベルでも連絡協議会をつくっているのが特徴なのですが、この前現地で、お尋ねしたところだと、町レベルの連絡協議会をつくることによって、単独の集落支援センターではできないことができるようになったという話がありました。とても重要な話なので少しお話をお願いいたします。

○矢野委員

実は、先ほど1点申し上げたのは、足の確保、住民の公共交通が少ないものですから、過疎地有償運送を効率的にやるためには連携を図ってやろうということで、2つが1つの

NPO法人を立ち上げて「絆」というNPO法人で動いています。

もう一点は、3つの集落活動センターが、道路を開設しますね。そうすると、トンネルや橋などをかける場合は宿舎が要りますね。その宿舎の食の部分に全て地域の食材を使って提供することを3つが連携する。それも2年はかかりますから、1年以上その部分を提供しているというものと、ガソリンの連携もそういうもので図りながら、ともに協働でできることは協働で収益を上げようよ、楽しもうよといえますか、そういう活動をしているところでもあります。

今後は避難所も含めて海の受け入れもしっかりしながら、海との物々交換をしながら自給率を高めていきたいという話も今、出てきておりますので、非常に楽しみにしております。

○小田切座長

ありがとうございます。

一つの活動センターではロットが少ないので、集まることによって初めて最低限の供給ができるということですね。

ありがとうございました。お二人の御報告は私どもの検討に確実に生かせると思います。改めて感謝申し上げます。

それでは、次の議題に入っていきたいと思います。冒頭申し上げましたように、8月の中間報告に向かって今まで議論してきた論点の整理に入っていきたいと思います。次回で中間報告の素案について議論をしたいと思いますが、まず、事務局においてこれまでの議論の論点を整理していただいております。

それでは、麦島次長から御説明をお願いいたします。

○麦島次長

それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。「論点整理」という紙です。

1ページ目の1は今の地域運営組織の実態ということで、簡単に整理をさせていただいています。組織の数、そして、活動実態。活動実態については活動範囲、主な活動内容、収入源という形です。そして、今、現実にはいろいろな御活動をされている地域の運営組織、これはこれまでのこの会議で提示させていただいていますが、協議機能と実行機能を一つの軸とし、そして、一体型と分離型をもう一つの軸にしたような整理をお示しさせていただいていますが、これを再度ここに掲載させていただいている。これは、あくまで現状ということなんです。

その上で、2ページをお開きいただきたいと思いますが、まずは、地域運営組織についての基本的な考え方ということで、これまでいただいております御議論を少し論点として整理させていただいております。

一番上の丸ですが、地域運営組織は、地域の状況に応じた多様な組織形態・活動内容を

有しており、それを尊重しながら地域の自主的な取り組みを促進する事を基本とすべきではないかというのが1つ目です。

その上で、2つ目ですが、地域運営組織の基本的な要素は、行政上の組織ではなくて私的な組織、そして、経済活動を含む地域の協働事業を行う、さらに、区域を基礎とした組織といったことが基本的な要素ではないかということです。

その上で、下から2つ目の丸を見ていただきたいと思います。地域運営組織については、先ほどの1ページ目の一番下の表を前提にしていますが、協議機能と実行機能、これをあわせ持つ一体型と、それを切り離れた分離型があると認識をしていますが、地域の状況に応じて組織形態を選べるような受け皿を整備するということが適当なのではないか。

一方で、一番最後の丸ですが、分離型の地域運営組織にありましても、地域全体の利益に資する事業となるように、協議組織と事業組織の連携、これを保つことが望ましいのではないかということです。

これが地域運営組織についての基本的な考え方ということで整理をさせていただいたものです。

その上で、3ページにおきましては、我々が考えています地域運営組織が目指すべき取り組み内容ということで、これは我々がまとめています総合戦略にも記載をしていますが、4つのステップがあると考えています。下の表ですが、意識の喚起から体制の構築、生活サービスの維持・確保と地域における仕事・収入の確保、このような4つのステップの取り組みを進めていく。このために地域運営組織がどのような形でこれを進めていくかということ議論させていただいているということであると考えています。

この4つのステップを進めていくに当たっての地域運営組織についての課題ということ4ページ以降で整理をさせていただいています。4つのステップを進めるに当たって5つほど課題があると考えています。

そこに書いていますように、1つ目は法人化の推進ということで、法人化が現行制度の有効活用や多様な法人類型の整備の検討が一つの課題だと考えています。

2つ目は、人材の育成・確保、これが大きな課題です。

3つ目は、資金の確保ということです。

4つ目は、事業実施のノウハウということで、必要なノウハウを得る。地域運営組織が適正かつ効率的に事業を行うために必要なノウハウを得るための環境整備というものが課題であろうと。

そして、5つ目の論点はきょうのプレゼンテーションとも密接に関係をいたしますが、行政の役割、国や地方公共団体、行政の役割というものが何か。そして、また、周辺を取り巻く多様な組織との連携をどのように図っていくかということが課題ではないかということで、5つほど課題を挙げさせていただいています。この5つの論点をそれぞれ少し細かく砕いたものを5ページ以降に挙げさせていただいているということです。

まず、5ページのところは、最初の論点の法人化の推進ということです。法人化の推進

に当たりましては、まず1つ目は、法人格の必要性ということで、地域運営組織が経済的な活動や委託事業等の実施、また、寄附金や交付金の受け皿というために法人格を取得することが効果的ではないかということが一つの論点です。

2つ目は、多様な法人類型等ということで、現実にきょうも御発表がございましたが、多様な法人制度が利用されているということです。このような現場の多様なニーズを踏まえながら、現行制度の有効活用、さらには、一つは活動区域、社員資格についての地域の実質的な限定を行うNPO法人、また、社会的利益追求を目的とした営利法人、そして、地縁型組織、それぞれの法人類型につきまして、さらなる必要な整備というものの検討が必要ではないかということです。

この3つにつきまして、その後、まず最初にNPO法人を挙げさせていただいていますが、NPO法人につきましては、そこに書いていますように地域限定型NPO法人に関するNPO法の解釈の明確化、これがされましたことを受けまして、その解釈の周知、または積極的な活用というものを促す取り組みが必要なのではないかとということです。

加えて、NPO法人につきましては、これまで御議論が出てございますが、認定NPO法人の活用、これを促進するために具体的にどのような方法をとるべきかというものが論点であろうと考えています。

2つ目は、社会的利益追求を目的とした営利法人ということで、これにつきましては、そこに書いていますように、経済産業省さんのほうで研究会が持たれてきているということです。主体の制度設計案が提示されている。その実現を促進することが必要ではないかとということを論点に挙げさせていただいています。

その上で、6ページの上です。地縁型の組織につきましては、これまでも御議論がございましたが、1つ目は地縁型組織の基本要素、これをどう考えるかということです。地縁性、一定の区域であること、また、相当数の住民により構成されること等、そして、活動の目的と、このような基本要素をどのように考えるかということが一つの論点であろうと思っています。

その上で、この地縁型の組織につきましては、認可地縁団体制度をベースとし、その見直しによるべきという御意見、また、認可地縁団体制度とは別の制度を考えるべきという意見があることも踏まえながら、今後具体的な検討が必要ではないかということが論点であろうと思っています。

また、この地縁型組織の基本要素を確認するためのプロセス、手続、市町村長による認定等の必要性についてどう考えるかということがあろうかと思えます。

また、地縁型組織につきましては、私的な組織であるということを前提とし、当該地域の住民が自動加入するのではなく、地域住民であっても加入の意思表示というものが必要ではないかというのが一つの論点であろうと思えます。

一方で、これまで御議論が出てございますが、この地縁型組織のあり方、検討するに当たっては、あくまでもその地域において使いやすく機能的な組織とするというところに留

意する必要があるのではないかとということが論点であろうと思います。

また、地縁型組織のガバナンスにつきましては、そこに書いてあるような代議制、理事会等々、各種の検討が必要ではないかということを論点に挙げさせていただいているということです。

いずれにしましても、最後のところ、法人制度の理解の促進ということで、法人制度の理解の促進を図るための取り組みということが必要ではないかというのを、この法人化の推進に当たっての論点として最後に挙げさせていただいているということです。

次に、7ページのところは、人材の育成・確保ということで、立ち上げ段階と下のほうの事業段階に分けさせていただいて、整理をさせていただいています。立ち上げの段階におきましては、ワークショップの効用の発信、ファシリテーター・中間支援組織等々、外部の専門人材の活用を進めることが必要ではないか。

また、多世代が活躍する公民館との連携、また、世代交代ができるような「人材群」の形成というものを図ることが必要ではないかということを論点に挙げさせていただいています。

さらに、その事務局の体制整備が必要と。そのためには、人材の育成・確保、また、安定的な就労環境というものが重要ではないか。そのために、具体的にどのような仕組みづくりが必要なのかということを論点に挙げさせていただいています。

また、これまでの御議論の中で、人材育成の中間支援組織、都道府県単位でこれが必要ではないかという御議論もありました。論点に挙げさせていただいています。

地域のニーズに応じたファシリテーター等との外部専門人材の紹介制度の拡充、これが必要ではないかというものも論点に挙げさせていただいているということです。

その上で、事業段階のところは2つほど論点を挙げさせていただいていますが、1つ目が、事業の実施に当たっての経理やマーケティング、また、マネジメント、経営に関するノウハウを持つ人材の活用、これを促す必要があるのではないかとということです。

また、UIターンの方、そして、地域資源を活用した都市との交流や六次産業化等、コミュニティビジネスの振興につきまして、地域おこし協力隊や事業アドバイザー等々、外部専門家も活用しながら進める、この必要があるのではないかとことを入れさせていただいているということです。

8ページをごらんいただいて、これが3つ目の資金の確保というところです。資金の確保につきましては、そこに書いてある、これも立ち上げ段階、事業段階で分けさせていただいていますが、立ち上げの段階に当たっての資金確保の必要性、また、地域住民からの適切な会費の徴収や行政からの施設管理の受託等による資金確保、これが必要ではないかということを論点として挙げさせていただいているということです。

事業段階のところにつきましては、事業収入により事業を継続できる仕組みを構築するためにどのような工夫があるのか。これを論点に挙げさせていただき、2つ目の丸につきましては、地産地消に加えまして、都市住民に販売をしていくような地産外商というもの

の推進も必要ではないかということで、これを論点に挙げさせていただいているということです。

4つ目の論点は、事業実施のノウハウということで、8ページの下でございしますが、ここにつきましては事業のノウハウということで、持続的な組織運営、これに向けて会計・税務・実務の適切な処理が必要であって、これをサポートするようなガイドブックや研修等が求められているのではないかとすることを一つの論点にさせていただいているということです。

また、9ページの上にかかりますが、PDCAのサイクルをどのような形で構築し、持続的な生活サービスの提供につなげるのがいいのか、これもこれまで御議論の中で出ている論点かなと思っておりますし、さらにいけば、地域運営組織の今後の活動を考えたときに、施設整備等々のハードという活動範囲の拡大というものも考慮に入れる必要があるのではないかとすることを論点に挙げさせていただいているということです。

最後は、9ページの論点5ということで、きょうのまさにプレゼンテーションに関係しているわけですが、行政の役割、そして、多様な組織との連携ということで、地域運営組織の支援というものにあたり、市町村、都道府県、国、それぞれの役割分担、どのように考えればいいのかということです。ワークショップの支援等々、必要な取り組み体制の構築段階における支援とか、先進的な活動事例等との情報提供など、また、3つ目ですが、それぞれが連携しながらの人材支援や財政的支援というものをどのように考えるかということが論点なのではないかと整理させていただいているということです。

加えまして、一番最後の10ページのところは前回ヒアリングをしていただいておりますが、持続的な地域づくりを行うに当たっての地域運営組織や地方自治体のみならず、その周辺のいろいろなプレーヤーの方々、このようなプレーヤーの方々との連携をどのように図っていけばいいのかということが論点かなということで、とりあえず5つの論点につきまして、このような形で整理をさせていただいております。これからの御議論をよろしくどうぞお願いを申し上げます。

○小田切座長

ありがとうございます。

確認させていただきますが、次回に中間報告のドラフトを議論させていただくということです。そうすると、今、御説明いただいたものに内容が充実して中間報告になるということでしょうか。

○麦島次長

そうです。

○小田切座長

ありがとうございます。

ただいまありました法人格の議論の中で、前回NPO法の解釈の明確化をめぐって、所轄庁への広報の必要性が議論されました。実は既に内閣府において対応していただいております、大変ありがたいと思いますこの点につきまして、濱田審議官から、御説明をお願いいたします。

○濱田審議官

座長からの御指示でございますので、手短に御紹介させていただきます。

参考資料5をごらんいただきたいと思っております。

NPOの解釈の問題に関しましては、先般の有識者会議のほうで、活動区域でございますとか、会員資格を地域的に実質的に限定していくことは可能であるという解釈をお示しいたしましたし、また、前回の会議でも御紹介いたしましたし、国会での質疑もございました。国会での質疑も含めまして、この解釈の周知徹底を図るべきであるという宿題をいただいておりますので、この参考資料5にございますように、国会の議事録が確定をしまして、直ちに我々の共助社会づくり推進担当の参事官名で、各県の担当部長宛てに「地域運営組織の法人格として特定非営利活動法人を活用することについて」という通知を出させていただきます。

この下から3つ目のパラグラフでございますが、今回、内閣府において当該規定の解釈を明確にするため、別添のとおりQ&Aを改訂しましたということと、国会質疑の会議録についてもあわせて送付いたしますので、次でございますように、各所轄庁におかれましては執務の参考としていただき、各地域の実情を踏まえた柔軟な運用をお願いいたしますという形をお願いをしたということでございます。

1枚おめくりいただきまして、このNPOのQ&Aは一々御紹介を申し上げませんが、このAの部分の最初のパラグラフの下から2つ目ぐらいでございますが、例えば「△△何丁目」といったもの以外の住民を一切拒否するのであれば「不当な条件」とならざるを得ないであろうということをもとと書いておいたわけですが、ここが少しひとり歩きをしまして、市町村より狭い区域の限定ができないのではないかという誤解を生じておいた向きがございましたので、ここの趣旨をもう少しはっきり書きますとともに、その次のパラグラフを書き加えまして「このため」のところでございますが、そこにいろいろと書いてございますが、他地域在住者の参加の余地を残しておくということが望ましいのだと。具体的には、定款の中で、次の2つのポツに書いてありますような、現実に認証を受けておりました法人の場合の実質的な限定の規定例なども挙げまして、その次のポツの下でございますが、所轄庁において認証している例があり、このような形で会員資格を市町村の区域よりも狭い地域の住民に実質的に限定することは、一般論として許容されるものと考えられますということを明記したというところでございます。

以下、議事録も添付をいたしまして、事務の参考にしていただくようにということで、

都道府県にお願いをしたというところでございます。

以上でございます。

○小田切座長

ありがとうございました。

迅速な対応をしていただきました。感謝申し上げます。

それでは、資料3に戻りまして早速議論をしていきたいと思いますが、法人化をめぐっては、かなり議論が進みました。今のNPO法の解釈の明確化もそうなのですが、むしろそれと比べて論点2、3、4が少し手薄な感じがあります。もちろん、法人化の議論を詰めていただいても構いませんが、今、申し上げたことを意識しながら御発言いただければと思います。

それでは、今まで御発言されていない方を優先的にと思いますが、いかがでしょうか。

飯島委員、加本委員、高橋委員、もしございましたら、どうぞ。

それでは、飯島委員、お願いいたします。

○飯島委員

論点2以降ということですが、まず、論点4のなかに、PDCAサイクルが挙げられております。確かに、こういった事業については、効果を測定して次につなげることをこういう形で確保しなければならないと思います。ただ、ここを制度化するということになりますと、まず自己評価を行い、仮に市町村の認定をかませるのであれば、認定権限とセットになったものとして市町村が評価を行うということもあり得るかとは思いますが、過度の介入にもなりかねないし、制度として重くなるのではないかとともに思います。

また、論点5の中で、市町村、都道府県、国の役割分担、そして、地域と行政の役割分担が挙げられております。まず質問といたしまして、参考資料6の中で、これまでもさまざまな事業が行われていることが紹介されていますが、こういった支援事業がどれほどの効果を生み出しているのかを教えてくださいたいと思います。拝見した限りでは、既にかんがりの支援事業が行われているように思いますが、これらに加えて何を制度化する必要があるのかを考えたく、御教示いただけたらと思います。

国と地方との役割分担は、地方自治法に基本原則として掲げられておりますけれども、都道府県と市町村との関係は、それぞれの都道府県と市町村との関係において、例えば高知県のように県が引っ張るということもあり得るし、さまざまあるかと思えます。そういった国・地方関係と、行政と私的組織との役割分担とは、区別して考える必要があるかと思えます。

以上でございます。

○小田切座長

ありがとうございました。

1点目については、大変重要な議論ですので、ぜひつけ加えていただきたいと思いますが、後半の部分は御質問という形でもありました。これは事務局はいかがでしょうか。

志知参事官、お願いいたします。

○志知参事官

非常に難しい質問で、効果と言われますと、なかなか一概に申しにくいところがございます。参考資料6のところをごらんいただきますと、人材面、資金面等、各種、確かに今までさまざまなものやっております。その結果といたしまして、総務省さんのほうで出されておりますけれども、地域運営組織は1,680まで出てきたもの、すごく大ざっぱに申しますと、これが一つの効果かなと思っております。今後これを3,000まで我々は目標として伸ばしていきたいと思っております。この有識者会議の中で今までやってきた措置に加えまして、さらに何か必要なところがあるか、このあたりをいただくことによって、さらに今後とも一生懸命支援のほうを進めていきたいと思っております。

答えになっているかわかりませんが、以上でございます。

○小田切座長

飯島先生、いかがですか。よろしいでしょうか。

論点1も遠慮なく御発言いただければと思います。

加本委員、高橋委員、いかがでしょうか。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋委員

論点2の人材育成・確保のところなのですが、この立ち上げ段階の「住民の当事者意識を喚起し」というところがあるのですが、ワークショップ等々については、外部の人材活用をしてやるのですが、将来的に最終的にはワークショップの外部講師のノウハウを学んで、自前でできるような人材育成の必要性というものが求められていくのではないかと考えたところなのです。

それと、都道府県単位で人材育成の中間支援組織を整備することが必要であるという部分については、人材育成にとどまらず、いわゆる組織運営というところの部分で、県と中間支援が連携するプラットフォーム的なものが必要ではないかと思うのです。そこに各市町村から推薦されるような人材を鍛えてお返しするようなプラットフォーム的な中間支援組織というものを整備していくことが必要なかなと思いましたので、その辺、実は山形県でこの動きがありまして、今、今年度中、その体系を整えていこうという形で進めているところです。多分、県のほうは各首長のほうにはもう説明が終わっていますので、今後、中間支援と県が連動するようなプラットフォームづくりが進んでいくという形になる。

余談ですけれども、以上です。

○小田切座長

後半の話は中間支援組織と行政の人事交流のようなイメージでしょうか。前半の話は自前でという話がありました。その自前というのは、市町村内部という意味でしょうか。補足をお願いいたします。

○高橋委員

市町村ではもちろん必要なのですが、いわゆる運営組織そのものがそういうノウハウを伝えられるリーダーを育成していかなければいけない。後継という意味では、そのマネジメントの一つの要素の中に育成があるわけですので、その辺のところはコーディネート、あるいは指導できる、メンタリングができるようなリーダーが必要ではないかと思います。

○小田切座長

ありがとうございます。

大変重要な論点を御指摘いただきました。

それでは、加本委員、お願いいたします。

○加本委員

私のほうは、法人化の関係で特にこだわっている部分がありますけれども、持続可能な組織という観点で申し上げますと、今、地方が非常に疲弊しており、本日の高知県あるいは構原町のお話にもありましたように、地域の集落の再生をどう図っていくか、これが喫緊の大きな課題ではないかと思っておりました。そのためにどういう組織をつくって、今以上の疲弊を回復させるか。今回は都市の部分という話もございますけれども、こういう集落をどうやって再生できるかということがかなり大きな目的ではないかと思っております。

こういう組織をいかにつくっていくのかを考えてみますと、自立できるような期待性があり、今日の6ページのほうにも最後のほうは地縁型組織のガバナンスのあり方というようなことが書いてあります。これにまた、税制の問題も絡んでくるなどということで、今ある地縁型組織だけではそういう課題も解決できないかと思ひまして、こういう資金の裏打ちもできるような組織を立ち上げるには、もう一つ幅の広い法人制度をつくって、どれを選択するかはいろいろあってよいかと思ひます。そういう選択肢も設け、持続させるような組織を立ち上げておかなければならず、ただ単に上からの目線で組織を立ち上げてても長続きしないのではないかと。住民自らがそういうものを立ち上げるような、そういう法人化の立ち上げがいかにしたらできるというところをもう少し考え、必要な法制度づくりにつなげられないかと思っております。

○小田切座長

ありがとうございます。

幅広いというか、多様な法人格という議論が必要だということで、その部分をもっと明確化する必要があるということであろうと思います。

それでは、もう既に全員が御発言をいただきましたので、これからはご自由に御発言をいただきたいと思います。

藤山委員、どうぞ。

○藤山委員

それでは、非常にドラフト前の大切な部分なので、それぞれ一番気になる点だけ一個ずつと申し上げたいのですが、まず、2ページ目の地域運営組織の基本的な考え方なのですが、この地域運営組織の基本的要素は行政上の組織ではなく私的組織というのですが、私は私的というよりも、公・共・私の「共」にむしろ位置づける必要があるのではないかと強く感じています。そこが非常に評価面での位置づけとしては重要なかと考えます。

今度は、そういうものと関連して、法人化のところにもあるのですが、前提条件として、前回も申し上げたのですが、必ずエリア設定、一定の区域の設定をきちんとやらないと、それが自治の単位でもあるし、これからの事業の単位でもあるのですが、それを決めていないと、後でいろいろな規制緩和とか優遇措置も無限に広がるものではなくて、地域限定性を持っていることが地域運営組織の本質ですから、それをしっかり議論する必要があると思います。

同時に、これも前回からの部分なのですが、協議組織と事業組織はしっかり整理が必要だと思います。もっと言うと自治組織と事業組織です。特に今、問題になっているのは、自治組織は運営協議会とかいろいろな仕組みもあり得るのですが、事業組織をどういう法人格とするのか。それは場合によっては特に初期段階、小さな地域では自治組織がその延長線上で指定管理等でやる場合も、そういう類型もあり得ると思うのです。そういう視点も要るだろうと思います。

次に、論点2の人材の育成・確保ですが、これも先ほど議論がありますように、人材を育てて確保する。特に育つのは地域同士の「磨き合い」でしかないわけで、先ほど来、構原町あるいは高知県、あるいはすばらしい全国ネットワークの提案もありましたが、市町村、県、全国、あるいはその間に地方ブロックも含めた、そういう磨き合いのステージというものをしっかりつくるしかない。でも、その実態は何かというと、構原町からすばらしい提案だと思うのですが、結局人と人をつなぐのは人でしかないわけです。それを県単位、あるいはブロック単位で人材を張りつけるというか、そうしたセンター機能をつくるしかないのではないかと考えています。

3番目がお金なのです。マネジャーを安定して雇うためにも、これも何かこれで物すご

く大きい補助を打つということも部分的には必要があると思うのですが、新しいお金のつくり方をしなければいけない。それは禰原町でも質問させていただいたように、エネルギーや食料の地産地消でもあるでしょうし、前回私のほうで提案させていただいた、新しい財源というのは天から降ってくるわけではなくて、例えば介護や医療や交通のように、今、使われているものを合わせわざで、あるいは地域ぐるみで提言させることによるような、それで運営資金をつくり出すような、そういう新しい発想が要るのではないかと。それは都市域も含めた禰原町さんでも西宮とか海岸部ともやりとりも含めて展望されているのですが、そういったものも含めた新しいお金のつくり方が必要ではないかと。

4番目のノウハウも、これは量的に何か拡大して成功というよりも、部門同士の「つなぎ直し」でしかないと思うのです。クロスセクターで、分野を横断した利益やコストをいかにつくり出すか、あるいは削減するかと。先ほど、飯島委員がおっしゃられたPDCAもそうした全体最適の中で本当にいい、あるいは冒頭申し上げた共的な、パブリック的な役割を果たしているかという意味で、それが本当に全体最適になっているかという観点でやるべきではないかと。

最後、5の行政の役割、多様な組織との連携も本当にそのとおりでと思うのですが、もう一つは先ほど禰原町さんの場合もあったように、地域の中だけで完結するのではなく、外も含めた開かれた連携。2、3の地域が協働してやられていたり、あるいは海岸部との連携であったり、あるいは西宮市さんとの広域連携もあるかもしれません。あるいは全国的ないろいろな宅配便とか、そういった物流との相互乗り合いもあるかもしれないと思います。そうしたものも含めた発展性のある展望を持ったらどうかと思います。

以上です。

○小田切座長

ありがとうございました。

いずれもクリアな論点でありました。

私から2点だけ、私も藤山先生も経済学をベースにしておりますので、公・共・私という議論は共有できるところなのですが、多分、法学的に言えば、これは私なのだというのが飯島先生の御主張で、飯島先生、その点を補足していただきたいと思います。特に2ページ目に、行政上の組織ではなく私的組織であると明確に書いているということもあって、この私の意味について少しお願いいたします。

○飯島委員

法的思考においては、公か私かは根本的に異なると前回も非常に拙いコメントをいたしました。公的な組織というものは公益実現しか目的とすることができない。そして、私人の基本権を守るという責務を負っている。これに対して、私的な組織というものは、基本権を享受している主体であって、自由を保障されている。基本権に拘束されているのか、

それを享受しているのか、不自由なのか自由なのか、そこが根本的に異なるというところは押さえておかなければいけないのではないかと思います。もちろん、「共」という領域がありうるし、それをどちらに振り分けるかは問題になると思うのですが、法制度化に当たって、この組織については私的な主体ではないかと私は考えております。

以上でございます。

○小田切座長

藤山委員、お願いします。

○藤山委員

そういう制度の問題だと思うのですが、私は何が言いたいかというと、自治組織と事業組織というもので、それはそういう新たな制度の適用を含めてやればいいのではないかと。そして、先ほど共と言ったのは、私的な組織なのだけでも、それが一定の区域内で共的な役割を果たすことについての認定であり、制限であり、逆に言えば、そういう裏腹の優遇措置、こういったものがセットであれば今の議論がそれほど矛盾せずに地域に適用できるのではないかと思います。

○小田切座長

今、御議論があったニュアンスを受けとめていただきたいと思います。

もう一つだけ確認なのですが、多分、藤山先生は一体型、分離型という議論では、一体型というよりも分離型であるべきだという議論を主張されていると思うのですが、そのあたりを少し補足していただけますでしょうか。

○藤山委員

これは特に小さな地域とか初期段階では、今、雲南市さんがすばらしい支援をされている一体型というものは許容されるべきであると思うのですが、さらにそれがいろいろな事業を展開するようになると、前回も申し上げたように、先ほどの私か公かということも含めて整理は必要だと。しかも、リスクをちゃんと分担しておくという意味でも、そういった分離型としての整理は必要なのではないかと感じています。

○小田切座長

矢野委員、どうぞ。

○矢野委員

先ほど先生方が言われましたように、公共という部門も、禰原町の場合もこれは私的というか自分たちで考えて立ち上がった組織でありまして、ですから、期間は徹底的に1年

をかけているものもあるし、2年をかけているものもある。自分たちが納得するまで議論をしてきています。その中で、情報の足りないところを公共が支えていくのだと。立ち上げはすぐに立ち上がるのは難しいところがあるから、それは公共が支えるのだよということで私どもは議論をしてきていまして、これに私的な部門で今も動いていますので、ですから、そういう協働作業をしようということも、協働組織をつくろうということも自分たちで言い出して、足りないところを補おうよ、伸ばすところは伸ばそうよという作業をやってきておりますので、つけ加えて、共という言葉に、立ち上がりの部分はそこに焦点を当てるべきではないかと思っております。

○小田切座長

私的という意味の補足をいただきました。

それから、先ほどの藤山委員のリスク分散のお話はここに書かれておりませんので、それは意識していただきたいということだと思います。

名和田先生、お願いします。

○名和田委員

幾つか意見を言わせていただきたいと思います。

今の一体型、分離型というものはもうちょっと議論しなければいけないと思い始めました。きょうは高知県のほうから、私の質問に対する回答も含めて非常に示唆的な御発表がありました。私の聞き間違いもあるかもしれないのですが、営利法人、非営利法人という形で事業法人を立ち上げているところは実行組織サイドなのですね。協議組織側はそんなに法人化していないということで、1団体が一般社団になっていると。もう一つ認可地縁団体ではそもそも事業法人となっているところはないとおっしゃったのか。でも、檮原町の中に1つあったので私の聞き間違いかもしれないのですが、それは後でもし必要であれば補足的に御確認いただくとして、一応以上のことをふまえていただき、また藤山先生の御発言も参考に考えると、確かに分離型ははっきりしていて、私もこの考え方は好きなのですが、現実には日本に展開している地域運営組織、地域自治組織のほとんどは一体型で、雲南市さんもそうですね。そこから始まっていくというより、人手も限られていますので、そこでやっていくというニーズが相当あるというのが現実だと思います。そのことと、どうも法人化の議論でこの地縁型組織と整理されている6ページの問題がどうも関連をしていて、一体型の場合はみんなが入っていることをもって地域公共性を主張でき、他方でいろいろ事業をやっていることによって事業団体でもあるという理屈になっているようです。まさに一体型のものとして、この筋の法人が整備されてほしいというニーズが相当あると思いました。そのことを念頭に置きつつ、この法人化の推進という論点1の整理は基本的に妥当であると私は感じました。ほかの論点2以降も全部妥当であると感じたのですけれども、ぜひ、この委員会の中でもうちょっと肉づけをと思います。

さっきの私的云々という話は、飯島先生のほうがちゃんとした法律家なのですけれども、私なりの別の言葉で言うと、私的な世界というのは要するに合意原則で物が進む。私が合意したということに基づいて権利や義務が動いていく世界です。公というのは、いちいち合意しなくても法律の根拠に基づいて行政庁が意思表示（行政処分）をすれば権利義務が動いていく、そういう世界のことを公と言うということです。法律的にはそういう整理で、この意味での私的な世界の中にも、まさに共とか、あるいは事実上の公共性とか、そういった社会学的な概念で表現されるような動きがあって、それを制度の側で位置づけていくというニーズがあると私は考えております。そういうわけで、法人化の問題については、どうも一体型、分離型ということと営利法人、非営利法人、地縁型組織ということに一定の対応関係があるような気がいたしておりますということです。

あと、簡単に論点2以下について感想を述べたいと思います。論点2についてなのですが、そこに最近厚生労働省が「生活支援コーディネーター」を配置すべしと言っていると聞いています。実際にもう配置されています。ただ、コーディネーターの仕事などについて厚生労働省はまだきちんとしたことを示してなくて、これは恐らく横浜市の地域ケアプラザの地域交流コーディネーターというものを参考にされたのではないかと思います。横浜市ではそれを受けて、地域交流コーディネーター以外にこの生活支援コーディネーターも置いてきて一体何をやるのだと今、困っている状況が実はございます。どういう形で厚生労働省が制度化するにせよ、これは非常に大きな地域の人材ですね。包括支援センター、つまり中学校区に1つが原則だと思っておりますけれども、そこに福祉系ですが、コーディネーターと称する人ができると。これは大きな人材ではないか、あるいは人材育成・確保の大きなきっかけではないかと思っておりますので、もし情報がございましたら書き込んでいただけたらと思えました。

それから、資金の確保というところについて、地域運営組織の法人類型と少し関係しているなときょうの高知県のお答えを聞いて思った次第です。寄附金を集めて公益的な事業をしたり、あるいは補助金の受け皿になったりというときに非営利組織を使っており、もっと地域住民から出資を募って、ビジネス的に展開していくときに営利法人を使っているという関連を意識しながら今後の課題を整理していくということが重要なのではないかと感じました。

最後に論点4の事業ノウハウ、飯島先生がおっしゃるように、PDCAサイクルはいきなり地域に出すと地域はびっくりしてしまうと思うのですけれども、これはやはり地域の成長に応じて上手に出していくということかと思っております。私は今、横浜市で地域福祉保健計画にかかわっています。横浜市での地域福祉保健計画というのは、かなり地域運営組織的な意味合いを持っているのです。ですから、地区別計画というものがあります。地区別計画はPDCA的な考え方で運用されているのですけれども、ようやく第3期、10年たったところで、しかも最も先進的な区で初めて、PDCAという言葉を出しているのです。それで、

地域のほうが理解されてやっておられます。そういう形で運用をすればちゃんと住民の側はできていくということなので、この考え方をきちんとすることは重要だと思いますが、出し方は地域の段階に応じて出していく配慮が必要であると思いました。

以上でございます。

○小田切座長

ありがとうございました。

それでは、今の御発言をめぐって厚生労働省と高知県から、まず、厚生労働省から補足の御発言をお願いいたします。

○厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

今、お話をいただきました中で、制度で生活支援コーディネーターという仕組みがございます。これは介護保険法の改正の中で、地域支援事業といって市町村が介護の中で実施する事業として位置づけられているのですけれども、これは例えばお年寄りの見守りとか買い物とか、そういう公的な介護保険サービスにならない、地域の支え合いでむしろやっていくべきようなことについては、生活支援コーディネーターさんがコーディネートして、地域のいろいろな力を活用してやっていこうという動きとして出てきているお話であります。29年から本格的に実施ということになっていますので、今、各自治体で準備を進めているところと。私も直接の担当でないので正確な情報かどうかわかりませんが、うまくいっているところとうまくいっていないところがやはりありまして、介護保険や高齢の世界だけにとどまって活動しようとしているとどうしても手詰まり感が出てくる。そこで、地域のいろいろな活動の中で、高齢の世界にとどまらずいろいろ関係性を持っていくと、すごく広がりが出てきているところもあるのかなと思います。

かつ、ついでに同じような話でいきますと、福祉の世界だと、本当にお年寄りだけではなくて障害者とか子供とか、いわゆるごみ屋敷みたいな話もありますので、そういったところも含めると、コミュニティーソーシャルワーカーという人が地域のいろいろな困りごとをいろいろな住民の方々を巻き込んで地域の中で解決していくみたいな活動を社会福祉協議会などにおかれてやっていることもあります。そういった方々が福祉の世界だけではなくて、先ほどの生活支援コーディネーターと同じですけれども、その枠を超えて出てくるとかなり広がりのある動きになっているところがあるということでございます。

○名和田委員

すばらしいお話ですね。

○小田切座長

情報提供ありがとうございました。

それでは、高知県からお願いします。

○中村副部長

認可地縁団体のことですね。すみません。説明が不足しておりました。集落活動センター、小さな拠点を立ち上げるために認可地縁団体をつくった例がないということでございまして、結果として一致しているところはございます。

○小田切座長

矢野委員、どうぞ。

○矢野委員

それと、先ほど言いました13ページに書いております構原町の認可地縁団体という位置づけをしているのは、集落活動センターを設立する前にこれをいち早く集落としてこの組織をつくって活動していたところでもありますので、ですから、今度、新たに越知面という地域が立ち上がったところで、そこの配下に入って動こうという位置づけになっていきますので、こういう表現をさせていただきました。説明が不足しておりました。申しわけございません。

○小田切座長

ありがとうございました。

辻委員、お願いいたします。

○辻委員

現段階でいろいろ先のことまで含めて論点を出しているの、これを見た感じはやや欲張り過ぎかなというところもありまして、幾つか指摘したいと思います。

一つは、先ほどから議論がありました地域運営組織の基本的な考え方のところ、多分重要なことは最初の白丸3つぐらいまでで、このあとの協議機能、実行機能等の話になってくると、既にこういう問題に接した人の中には、この意味がわかりますけれども、はじめて読んだ人にはよく理解できないのではないかとおもいます。しかも、結論としては、両方いいと言っているのですから、政策的に有効な分類にも必ずしもなっていません。地域運営組織をつくってもらって、税金を使わずに私的に活動していただくのであれば、かなり自由度を高くやっていただいでいいわけで、PDCAサイクルなど関係なしに楽しむことも可能です。公的支援や減免を前提に制度設計するのと、私的に共益部分をまかなっていくというのでは、組織運営の厳しさも変わってくるので、最初は白丸3つぐらいで始めて、敷居を低くしたほうがいいのではないかとというのが1点です。

こうした中で、事業を開始する際にどういうところが、重要になるかといいますと、私

は8ページのところの資金の確保だと思っています。自治会、町内会活動などに派生してさらにいろいろ活動したいと、仲間を募るときに、ある程度まとまったお金が最初にあると、活動しやすくなります。私の感じでいうと、NPOを立ち上げ時に、最初、500万円ぐらいでもまとまった資金があれば活動しやすくなります。500万円もないところでゼロから事業を始めるだとか、最初から一定水準の会費を集めるだとかになると、参加者がかなり限定されてしまう気がします。最初にある程度まとまった資金があったり、また、そのかわりになる公の施設の管理委託業務があるだとか、活動しやすいきっかけづくりを強調していただくのがよいように思います。いきなり地域住民から適切な会費の徴収だとか、という話になると、また金を取るのかという話に終わってしまう危険があります。

取り組むべき事業に関しても、医療福祉ならば医療福祉で既存の法人も提供しているサービスがあるので、その間隙を縫って事業をやっていくことになりますので、それはなかなか大変なことです。また、いきなり立ち上げ段階で安定した事業収益の確保までは難しいという事情もあります。最初の事業立ち上げ期間と、それを受けての組織成長段階とで、適宜、助言を使い分けたほうがよいように思います。先ほど議論もありましたが、PDCAサイクルは組織の発展段階では必要なことなのですが、事業の立ち上げ時期に、どこまで強調するかは、工夫してほしいと思います。これに関連して10ページのところで多様な組織との連携ということで、JAとか郵便局だとか地元企業だとか、そこのネットワーク化を推進しようと指摘しています。これはこれで重要なことですが、これをちゃんとやるのは市町村長でも大変です。これが最初からできたら、こんなに苦労しないわけです。このような調整コストのかかることを最初から言うと、事業が始められないようにも思います。うまく立ち上げた後で、事業展開を考えればよいということもあって、最初からあまり強調すべきではないように思います。

また、人材育成の7ページのところで2つ指摘しています。先ほど、最初にNPOを立ち上げるときに500万円でもまとまったお金があったら、というお話をしましたが、要するにそれは非常勤でも1人何とか雇用できたらという金銭感覚に基づいています。立ち上げ期間にそうした苦労をしている団体に、最初から安定的な就労環境でキャリアアップの保証まで求めるのは大変です。そこまでやれば、それだけ組織の負担が高くなるので、これも最初から過大に求めるのは避けるべきだと思います。

その下で人材育成の中間支援整備というのが出てきます。NPO支援のときも、中間支援組織は随分とつくりましたが、「中間支援組織は元気だけれども実際のNPOは疲弊している」と言われることもありました。中間支援組織の整備だけが進み、実際の地域運営組織の活動が停滞することがないように、記述の仕方も留意してほしいと思います。

以上、ご指摘した点は間違いではないのですが、場面によっては、随分敷居ばかり高くなってしまって、実際の活動のプラスにならない可能性もあるので、そうならないよう、書き方を再考してほしいと思います。

最後に、一番大きいのは、論点4の事業実施のノウハウのところですか。成果を挙げてい

るNPO活動などを見ていると、一番の事業ノウハウは、一度やって成功した事業をほかの地域でも展開するところにあるように思います。一回成功すると、事業ノウハウが蓄積できて、二度目も活動しやすいですし、経費も節約しやすいです。1回限りの事業には、試行錯誤がつきもので、なかなかもとがとれません。たとえば、最初はワークショップの運営に失敗するけれども、同じことを再び行ったり、他地域でやってみたら、スムーズに合意形成できたということがあります。つまり、地域に居住している人たちが、ほんとうにその地域のみで活動すると、苦労ばかり多くてなかなか事業がうまくいかず、事業ノウハウを蓄積・活用できないということがありうるのです。

ここに地域運営組織の大きな限界があります。地域運営組織ということで、地域を限定してしまいますので、全国チェーンのコンビニ店のように、成功商品から全国的に収益をあげることができません。しかし、一定の広域的な地域の中で得意分野を幾つか積み重ねて、せつかくのノウハウをさらに拡大していくという仕組みをうまくつくって、各地域運営組織が事業ノウハウをうまく蓄積していく工夫をしてほしいと思いました。

以上です。

○小田切座長

ありがとうございました。

実は辻先生のお話は、第1回目から一貫しておりまして、1回目のときには、私はわいわいがやがや型と解釈させていただきましたが、多分おっしゃっていることは、いわば地域運営組織の成長プロセス、時間軸を意識するような姿勢が必要で、その書き込みが今回ないのではないかと理解してよろしいでしょうか。そういう意味では、いきなり完成形の姿が出てきているので、これを示されることによってかえって諦める地域が出てくる。プロセスデザインをこの中でしっかりするというのを改めて確認させていただきたいと思います。

もう時間も過ぎておりますので、最後、あと1人、2人。

加本委員、何かございますか。

○加本委員

先ほど、生活支援コーディネーターというものが厚労省から出ておりました。学校の関係もコミュニティースクールというものを中学校区の中につくっておるのですが、それにコーディネーターを設けまして、それが学校の地域を挙げた支援の応援団の役割を果たしているのです。そういう意味で、各省が地域を挙げた行政なり、学校の支援をするという体制づくりをされているようで、私も現に直接携わってそういう担当をしたりしております。

話は違いますが、先ほど辻先生のお話にもございましたけれども、いきなり資金を集めるのではなく、私のところも合併を契機にこれからは地域づくりの時代だということで、

成長過程において1,000円ずつ集めました。その財源を何に使うかということですが、交付金制度を雲南市が設けてくれましたので、いろいろな事業に対し、初年度は1割負担で、あとの9割は行政が負担し、2年目は3割負担となっていましたので、頭金に活用して子育てを何カ所かで立ち上げたりしました。少額の資金で課題解決の仕事がするという積み上げをしてきました。

その後実施したのは、温泉施設の指定管理を受けたことです。収益事業ですので、これについては別の運営組織を立ち上げていますが、今課題になっているのは、そこで上げた収益を地域の子育てとか高齢者対策に使えないかということ。法人制度の要望も出していますが、成長過程の資金のあり方ということで参考になればと思い、お話しさせていただきました。

以上です。

○小田切座長

まさにリアルなプロセスを教えてくださいました。

それでは、最後に何か御発言をされる方がいらっしゃいましたら、よろしいでしょうか。

それでは、矢野委員、どうぞ。

○矢野委員

私は先ほども言いましたけれども、これはすばらしい論点の整理をされておりますし、また、伝え方に皆さん方いろいろなお話をされておるところではありますけれども、私は今の地方創生もそうなのですが、生き方を求められているということは、何もかも詰め込んで複雑にしているということは往々にしてあるということ。皆さん方も御理解されていると思うのですが、それをシンプルにしてスタートして考えていくという仕組みをこの組織の中で表現することによって、私は皆さんは動くと思うのです。ですから、それをぜひシンプルなこと、原点に返ったようなことで知らせていく必要性は私はあるのではないかと考えています。私どもの町でもそういう考え方で立ち上がってきた経緯がありますのでぜひそうしてもらいたいし、また、国の皆さん方はすばらしいいろいろな政策を打ち出しています。しかし、これも複雑です。どれを選んでいいかわかりません。ですから、そういうものもシンプルに整理して、人づくりならここここだというものを表現することによって私は大きく、いっぱいたくさん国の政策はありますから、うまく組み合わせることによってどうでも使えるのです。政策が生きてくると私は思っていますから、ぜひそういう仕組みと申しますか、伝え方をされるように整理していただければありがたいと思います。

○小田切座長

ありがとうございました。

ある意味、我々の原点を改めて確認させていただきました。

座長の司会進行がまずく、既に時間を過ぎております。それでは、本日の討議はここまでとさせていただきますと思います。

次回は、本日の論点整理を踏まえて中間報告案がいよいよ出てまいりますので、さらに積極的に議論していただきたいと思います。

それでは、これで事務局にお返しします。

○志知参事官

ありがとうございました。

次回は7月13日、15時から17時で予定しております。本日の会議はここで閉会とさせていただきます。本日は御多忙の中、ありがとうございました。